

阪神高速道路健康保険組合 理事長 殿

## 雇用保険(失業給付)受給しない場合の誓約書

被保険者証 記号-番号		被保険者氏名	
事業所 ・所属			
対象者氏名		続柄	
<p>健康保険の被扶養者申請にあたり、下記事項を誓約いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① この度の扶養申請に際し、雇用保険の失業給付を受給いたしません。</li><li>② 離職票1.2（または雇用保険資格喪失確認通知書）を4年間大切に保管し、健保より提示を求められた場合は、速やかに提出いたします。</li><li>③ 当初の予定を変更し、失業給付を受給する場合は、速やかに被扶養者除外の手続きを行います。</li></ol> <p>年 月 日</p> <p><b>被保険者氏名（自署）</b></p> <hr/> <p>※必ず自署してください。</p> <p>※この誓約書は2部作成し、そのうちの1部を阪神高速道路健康保険組合に提出する事とします。</p>			

### 【注意事項】

【健康保険法第 217 条】被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第 197 条 2 項の規定に違反して申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、10 万円以下の過料に処する。

### 【健康保険法第 197 条 2 項】

保険者（＝健康保険組合）は、厚生労働省令で定めるところにより被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。